

	質問	回答
1	保健体育の事項"体育実技"の修得方法について、二種免においても、中学指導要領の項で扱う事と示している「体づくり運動」「器械運動」「陸上競技」「水泳」「球技」「武道」「ダンス」の7つ分野全てを修得する必要があるのでしょうか。	二種免だから一般的包括的内容を含む内容が減るということはありません。すべて修得する必要があります。
2	保健体育の事項「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）における修得方法についてお聞かせください。「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」から1以上の科目そして"運動学（運動方法学を含む。）"の科目を履修するという理解で合っていますでしょうか。	合っています。
3	保健体育の事項"衛生学・公衆衛生学"の修得方法について、2つの科目の単位を修得する。1つの科目の修得ではいけないという理解で合っているか。	合っています。「・」の事項（複合事項）は両事項の修得が必要です。
4	各教科の指導法について。施行規則第4条備考六号に「8単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあっては2単位以上」とあります。学内で中学校二種は3単位以上必要なのでは？という意見があります。ご見解をお聞かせください。	条文に規定されているとおり、最低取得単位数は2単位です。授業内容の設計上3単位以上必要であれば、3単位以上の設定をするかは大学の判断になります。
5	課程認定で「必修」と設定していても「法定最低修得単位数」や「一般的包括的内容」をクリアできれば免許を取得できる「エビデンス」が欲しいのですが何かありましたらご教示いただけると大変助かります。	法令に規定されている単位を修得すれば免許状が取れることは法令に明記されているため、それ以上のエビデンスはありません。
6	2024年4月4日付事務連絡による教育職員免許法施行規則の解釈一部変更については、過去に未修得だった人にも適用されるということでしょうか。	今後そのような方が証明書を発行された場合には解釈変更後の証明方法にて証明することになります。
7	高一種免「地理歴史」の一般的包括的内容を含む科目として「日本史概説」4単位を開設しており修得済です。しかし、教科及び教科の指導法の最低修得単位数24単位を満たしていないため、事項「日本史」の一般的包括的内容を未修得ということになるのか。	この場合、事項「日本史」の一般的包括的内容を含んだとして証明しなければなりません。教科及び教科の指導法に関する科目の最低修得単位数の修得の有無は一般的包括的内容を含む証明に影響しません。
8	高専免（情報）の課程認定申請を行う予定です。大学が独自に設定する科目として、教科に関する専門的事項に該当する科目を開設予定です。 教職課程認定申請の手引きQ&A（No.88）に Q「論文執筆や研究指導を目的とした科目を教職課程の科目として申請してよいか。」 A「教員免許取得のために必要な単位として適当とは言えない。」とありますので、修士論文作成を目的とした「特別研究」科目を除き申請する科目が、当該申請教科の教員免許取得のために適当かどうかは大学が判断するという理解でよろしいでしょうか。 専修免の課程認定申請にあたり、留意すべき事項があればご教示いただけないでしょうか。専修免には、「一般的包括的な内容」やコアカリが無いので、どのように科目を判断するのか分からず、お尋ねする次第です。	大学院の教科に関する科目は、Q&Aで明確に示されているのは、お示しのNo.88ぐらいになります。 また他団体主催の研修会にて、示された文科省の回答がありますので紹介します。 全私教協教員免許事務研修会（2009/9/12） Q 専修免許状の課程における教科に関する科目の設定について 一 種免許状の課程の場合は、各科目区分において一般的包括的内容を含む科目を含めて全区分において科目を開設することになっていますが、専修免許状についてはそのような定めはありません。専修免許状の課程での開設科目は特定の科目区分に偏ったり、一般的包括的内容を含む科目の開設は必要がないと解してよいのでしょうか。 A 貴見のとおり。ただし、一 種免許状において「教科に関する科目」として位置づけられない科目を専修免許状の「教科に関する科目」と位置づけることは当然できません。 課程認定申請書の情報公開資料にて各大学の様式2号とシラバスが公開されていますので、こちらも参考にされると科目適合性の一助になるかと思います。 https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kyoin/mext_02180.html